

令和3年度 テールゲートリフター装着促進助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和3年6月1日～令和3年6月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1台未満切捨て、但し最低数は1台。）

(2) 2次受付期間 令和3年7月1日～令和3年12月24日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者が、令和3年4月1日から令和4年2月15日の間に、テールゲートリフター（トラック車両の後部に装着して使用する昇降機的一种）の新品装置を購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する際の導入費用（含む取付費、除く・消費税）に対し助成を行う。

3. 対象機器

(1) 鳥ト協が指定した「別添：対象機器一覧」のもの

(2) 装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1台当たり）上限 100,000 円

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協 100 万円（10 台）

5. 鳥ト協の助成上限台数（1 事業者）

①テールゲートリフター…………… 1 台

6. 申請時提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する機器のメーカー名・製品名・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定

テールゲートリフター装着促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和4年2月28日（月）

提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書兼請求書（様式3）

②テールゲートリフター装着証明書（様式4）

③請求書（写）…導入機器のメーカー名・製品名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④領収を確認できるもの（領収書等（写））

⑤リース契約書等（写）・機器のメーカー名・製品名の記載があるもの

⑥装着した車両の車検証（写）

9. 申請をされる方は、テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
制定 平成 29 年 5 月 24 日

(目 的)

第 1 条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、荷役作業の手荷役を解消し荷役時間を短縮することが可能となり、荷役作業の効率に効果があると思われるテールゲートリフター（トラック車両の後部に装着して使用する昇降機の一つ）の導入費用の一部を助成する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となるテールゲートリフター（以下「機器」という。）は、鳥ト協が指定した別表に掲げる機器とする。

2 機器の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第 4 条 機器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、上限 100,000 円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

(助成の上限機数)

第 6 条 1 会員事業者に対する助成機数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式 2「テールゲートリフター装着促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式 3 の「テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式 4 の「テールゲートリフター装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第 10 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 11 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第 12 条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。